

令和 5 年 4 月 27 日

関係者各位

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

有料老人ホームにおける利用料金変更時の注意点について（お知らせ）

日頃は、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨今のエネルギー代の高騰による電気代や人件費等の高騰により、有料老人ホームの利用料金を値上げせざるを得ない施設が多くなっております。

利用料金の変更手続きについては、令和 4 年 12 月 7 日付「有料老人ホームにおける利用料金の変更について（お知らせ）」にて改めて周知させていただいたところです。

このたび、有料老人ホームにおける利用料金変更時の注意点についても、下記のとおり改めて周知させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

なお、本件については介護付及び住宅型ともに対象となります。

記

## 1 事前協議（相談）

有料老人ホームにおいて利用料金を変更しようとする場合は、**必ず事前に本市介護保険課に相談**してください。利用料金を値上げするときも値下げするときも必要です。

## 2 作成書類、添付書類（事前協議時）

### (1) 理由書

利用料金を変更する理由書を作成してください。決められた様式はありません。任意様式で結構です。

### (2) 新旧対照表

変更する費目の新旧対照表を作成してください。こちらも任意様式となります。

### (3) 積算根拠（新料金設定の根拠）

新たな料金を設定した根拠（計算式等）をお示しいただきます。必要に応じて、挙証資料も添付してください。

同じく任意様式としていますが、NAGOYAかいごネットに参考様式を掲載しております。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/>

TOP > 有料老人ホームのページ (届出) > 2 各種様式等  
> 2. 設置届関係参考様式 > 8\_利用料金一覧・積算根拠

### 3 新料金設定（積算）の注意点

新料金を設定する際には、次の点に注意してください。

#### (1) 設定する費目の内訳を明らかにすること

例えば、「管理費」であればその内訳を明確にしてください。（EV等の共用部維持管理費、事務消耗品費、共用部水光熱費、など。）そのうえで、何が上昇しているのか等を明示してください。

#### (2) 徴収不可の費目（内訳）を含めないこと

特に介護付（特定施設）においては、介護報酬に含まれているもの（介護における人件費等）を含めないようにしてください。二重徴収となってしまいます。

#### (3) 変更した料金設定の根拠を明らかにすること

単に「高騰した」だけではなく、新たに設定した金額の具体的な根拠を示していただく必要があります。例えば、5,000円の値上げとするのであれば、4,000円でもなく6,000円でもなく5,000円に設定した具体的な根拠を示す必要があるということです。

#### (4) 食費については原則として1食ごとの費用を示すこと

原則として、1月単位などではなく1食単位での費用を示してください。（1食単位が望ましいが、1日単位も不可ではない。）

#### (5) 実績に基づく料金変更（設定）はスポット的に抜き出さないこと

特に水光熱費（電気代等）について、過去の実績と比較して値上げの根拠とすることが多いですが、原則としてその期間を1年とすべきです。季節によって上下動が激しい水光熱費（特に電気代）について、数か月だけを抜き出して積算根拠とすることは適切とは言えません。

#### (6) 原則として施設ごとに料金を積算すること

同一法人で複数の有料老人ホームを運営している場合に、それらすべてをまとめて積算していることがありますが、原則としては施設単位で積算していただきます。

まとめて積算できる例外的な取扱いは「給食や清掃など法人でまとめて業者委託している場合」など施設単位での積算が難しい場合に限ります。水光熱費など施設によって使用量が異なるものを一括して積算することは不適切です。

#### (7) 既入居者と新規入居者とで料金設定に差を付ける場合

有料老人ホームにおいては同一サービス同一料金の原則があるため、基本的には既入居者と新規入居者とで利用料金に差を付けることは好ましくありません。やむを得ず既入居者のみ利用料金を据え置く場合、その差額分を新規入居者に転嫁（上乘せ）することは認められませんので注意が必要です。

**(8) 正規料金とは別に生活保護受給者用料金設定をする場合**

正規料金では生活保護基準を上回るため、別に生活保護受給者用の料金を設定する場合にも注意点があります。

ア 生活保護受給者用の料金を設けることで減ってしまう収益分を正規料金へ転嫁しないこと。(生活保護用の料金で積算しないこと。)

イ 設定料金が生活保護で対応できるかを所在区の区役所民生子ども課保護係に確認しておくこと。

**4 料金積算方法について**

参考として、以下に料金積算方法をいくつか例示します。

**(1) 実際の費用から積算**

① 給食業者に委託していた食費について、給食業者から値上げ要請があったためその実額分を値上げする。

② 直近1年間の電気代・ガス代・水道代を月平均で算出し、その金額を水光熱費に反映させる。

**(2) 過去の実績と現在の実績を比較して積算**

① 旧料金の設定根拠とした年と直近1年のそれぞれ1年間の電気代・ガス代・水道代を月平均で算出。その差額を旧料金に上乘せする。

\* 旧料金設定の根拠年を一昨年度、新料金設定の根拠年を昨年度とする（一昨年度と昨年度とを比較する）施設が少なくないが、本来は不適切。旧料金を設定したところまで遡って比較することが正しい。

※ 基本的には、過去に料金設定した際と同じ積算方法で新料金を設定することが望ましいです。

介護保険課施設指定係

担 当 神原（カンバラ）、佐合（サゴウ）

電 話 052-972-2539

F A X 052-972-4147

メール [a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)